

ご自身でつかうお金と
ご家族にのこすお金を準備できる終身保険です

ふやす・つかう
つかう

ふえたご資金をご自身のタイミングで払い出してつかうこともできます
定期支払金額が指定口座に振り込まれます

積立コース

定期支払コース

のこす

一時払保険料以上をふやしてのこす*¹ことができます
一時払保険料以上をのこすことができます

積立コース

定期支払コース

そなえる 介護・認知症にそなえることができます

介護認知症年金支払移行特約*²

解約払戻金の全部を原資として、
介護認知症年金（一括受取可）を受け取ることができます

公的介護保険制度
要支援¹以上

所定の認知症¹
と診断確定

※所定の認知症¹について、くわしくは裏面をご覧ください。

介護認知症前払特約*²

死亡保険金額の全部または一部を原資として、
介護認知症前払保険金を受け取ることができます

公的介護保険制度
要介護⁴以上

所定の認知症²
と診断確定

※所定の認知症²について、くわしくは裏面をご覧ください。

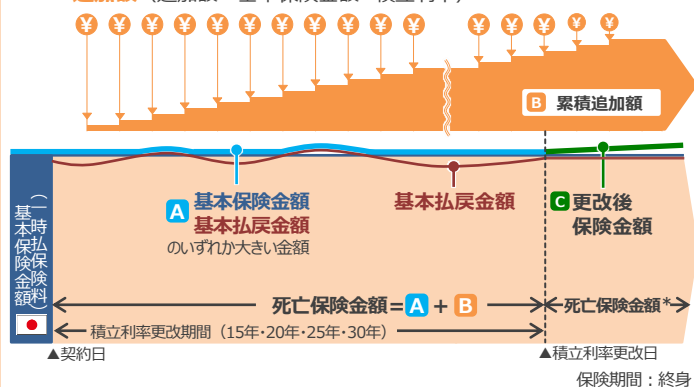
* 1 累積追加額の払出がない場合。

* 2 介護認知症年金支払移行特約の活用後は、介護認知症前払特約を活用することはできません。

仕組図（イメージ） 仕組図（イメージ）は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

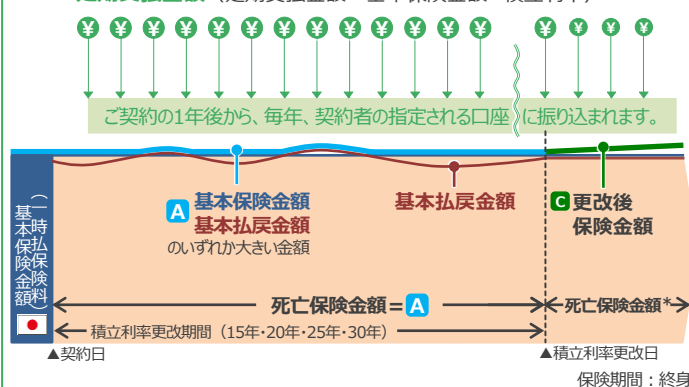
「積立コース」

追加額（追加額＝基本保険金額×積立利率）



「定期支払コース」（ご契約時に定期支払特約の付加が必要となります。）

定期支払金額（定期支払金額＝基本保険金額×積立利率）



* 積立利率更改日以後の死亡保険金額は、積立コースの場合は C＋B、定期支払コースの場合は C となります。

主な取扱規程

契約年齢範囲	40～69歳	70～79歳	80～84歳	85～90歳
積立利率更改日*	契約日から 30年後の契約応当日	契約日から 25年後の契約応当日	契約日から 20年後の契約応当日	契約日から 15年後の契約応当日
基本保険金額	300万円以上、9億円以下（1,000円単位）			
付加できる主な特約	定期支払特約、介護認知症年金支払移行特約、介護認知症前払特約、年金支払移行特約（Ⅰ型）、新遺族年金支払特約、指定代理請求特約、リビング・ニーズ特約			

* 積立利率更改日に積立利率が更改されます。



この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

解約時の市場金利の変動等により、損失が生じることがあります。

商品の概要

主な保障内容	死亡保険金				
	お支払事由	被保険者が死亡されたとき			
	お支払金額	契約日から積立利率 更改日の前日まで	被保険者が死亡された日の基本保険金額、基本払戻金額のいずれか大きい金額と累積追加額の合計額		
		積立利率 更改日以後	被保険者が死亡された日の更改後保険金額と累積追加額の合計額		
保険期間	終身	解約払戻金	あり	配当金	なし

※ 定期支払コースの場合、累積追加額は常に0となります。

⚠この保険には金利変動リスクがあります。

■「生涯プレミアムジャパン 5」は、対象となる指標金利に応じた運用資産の価格変動の影響を死亡保険金額や解約払戻金額に反映させる仕組みの終身保険（生命保険）です。

■解約払戻金額は、対象となる指標金利の変動および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

所定の認知症について

- 所定の認知症①と診断確定される場合（以下の①のみ該当）
- 所定の認知症②と診断確定される場合（以下の2項目とも該当）
- ①医師により器質性認知症と診断確定され、器質性認知症を原因として、意識障害がないにも関わらず見当識障害がある状態。
- ②「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」に基づく認知の程度がⅣまたはⅤと医師が判断した場合。

積立利率について

- 積立利率は、追加額・定期支払金額を計算する際の利率であり、基準金利に最大1.5%を増減させた範囲内で当社が定める利率から、当社の定める保険契約関係費率を差し引いた利率をもとに定めます。
- 積立利率は当社が定める期間における対象となる指標金利の平均値に基づいて毎月2回（1日と16日）設定されます。

諸費用について

- 「生涯プレミアムジャパン 5」にかかわる費用はつぎの合計となります。

	項目	費用					
保険期間中	ご契約の維持等に 必要な費用	積立利率は、「ご契約の維持等に必要な費用」、「死亡保険金に関する費用」を控除したうえで定めています。					
解約または 減額をした場合	解約または 減額をした場合に 必要な費用	契約日から10年未満で解約または減額される際には、経過年数に応じた下記の解約控除率(下表)がかかります。					
		経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
		解約控除率	3.0%	2.7%	2.4%	2.1%	1.8%
		経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
		解約控除率	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%
		※契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除率はかかりません。					
介護認知症前払特約、 リビング・ニーズ特約により 保険金をお受取になる場合	保険金の 支払をした場合に 必要な費用	請求日における被保険者の年齢および性別に応じて会社の定める方法により計算した金額または所定の期間に応じた利息を差し引きます。					
年金支払移行特約（I型）、新遺族 年金支払特約、介護認知症年金支払 移行特約により年金をお受取になる場合	年金の支払管理 等に必要な費用	年金額に対して1.0%の範囲内で定める率*					

* 年金の支払管理等に必要な費用は、年金支払開始日に1.0%の範囲内で毎年の費用をT & Dフィナンシャル生命が定めます。なお、年金の支払管理等に必要な費用は年金支払開始日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっていません。また、年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

- 本資料は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」の補助資料であり、お支払事由や制限事項のすべてを記載したものではありません。この保険のご検討、お申込に際しては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ず全般的にご確認ください。
- 本資料では「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」に記載されています「確定保険金額」を「累積追加額」として、「第1積立利率適用期間」を「積立利率更改期間」として記載しています。

【募集代理店】

【引受保険会社】
T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1
【お客様サービスセンター】 ☎0120-302-572
受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)
【ホームページ】 <https://www.tdf-life.co.jp>

316-24-C119

2023年4月版